

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは翌日)

## 目次

- ◇規則 鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇告示 保険医療機関の指定
- 土地収用法による事業の認定
- 都市計画事業の認可
- 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会委員の選挙の無投票

## 規則

鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十三号

鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県公害防止条例施行規則（昭和四十七年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第二条関係）」に改める。  
 別表第二中「別表第二」を「別表第二（第四条関係）」に改める。  
 別表第三中「別表第三」を「別表第三（第五条関係）」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

別表第四中「別表第四」を「別表第四（第七条関係）」に改め、同表水素イオン濃度の項、生物化学的酸素要求量の項、化学的酸素要求量の項及び浮遊物質量の項施設名の欄中「及び第二号」を削り、同表ノルマルヘキサン抽出物質含有量の項施設名の欄中「第三号及び第四号」を「第二号及び第三号」に改め、同表大腸菌群数の項施設名の欄中「及び第二号」を削る。

別表第五中「別表第五」を「別表第五（第十二条関係）」に改める。  
 別表第六中「別表第六」を「別表第六（第十五条関係）」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

鳥取県告示第五十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指 定 年 月 日
エフワン診療所	鳥取市吉成二三五 エフワン鳥取工場内	昭和五十年十一月二十二日
田 中 医 院	米子市錦町一丁目七六	二十一日
伊藤歯科医院	鳥取市栄町四〇一 本通ビル三階	十五日
平林歯科医院	米子市糺町二丁目二二五	〃
横川歯科医院	境港市元町一八〇〇番地	六日
都 田 医 院	境港市京町八二番地	一日
明島産婦人科医院	倉吉市幸町五〇七〜一八	十六日

**鳥取県告示第六十号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称  
船岡町

二 事業の種類

船岡町立中央公民館建設工事

三 起業地

1 収用の部分

八頭郡船岡町大字船岡字下天満地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

船岡町役場

**鳥取県告示第六十一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三―四―三安倍三柳線

三 事業施行期間

昭和五十年十一月二十八日から昭和五十七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

米子市安倍字天狗松下、字清水尻中、字清水尻、字荒神森、字荒神  
屋敷、字荒神谷及び字荒神森北並びに旗ヶ崎字長瀬谷西及び字長瀬  
谷地内

使用の部分

なし

鳥取県告示第六十二号

昭和五十年十二月七日執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地  
区画整理審議会の委員の選挙については、候補者の数が選挙すべき委員の  
数を超えないため、投票を行わないこととしたので、土地区画整理法施行  
令（昭和三十年政令第四十七号）第二十六条の規定により、公告する。

昭和五十年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三